

# 小児慢性特定疾病医療受給者証の申請について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾病は  
H30年4月1日より対象疾病が **756 疾病に拡大**しています。

1. 下記の書類を準備します。

窓口は住所地の保健所になります

- ① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
- ② 医療意見書（主治医が記載します）
- ③ 世帯全員の住民票
- ④ 市町村民税所得（非）課税証明書（源泉徴収票や確定申告の写しは無効）
- ⑤ 保険証の写し
- ⑥ 医療意見書の研究利用についての同意書
- ⑦ 加入医療保険の所得区分確認についての同意書
- ⑧ 個人番号（マイナンバー）
- ⑨ その他、該当する方は下記の書類が必要
  - ・ 医師の診断書（重症患者認定用）
  - ・ 人工呼吸器等装着者であることを証明する書類
  - ・ 世帯内で特定疾病医療受給者証や小児慢性特定疾病受給医療券の交付を受けている場合はその写し

③④⑤と、保健所窓口については裏面の資料をご参照下さい。



2. 上記申請書類が揃ったら、**保健所**へ提出します。

※助成は申請日からの適用となります



3. 審査会を経て医療受給者証が交付されます。

お手元に届き次第、病院窓口（外来・入院）へご提示下さい。

～ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい～

秋田大学医学部附属病院  
地域医療患者支援センター  
TEL 018-884-6229



**対象疾患**: 現在 14 疾患群 704 疾病で下記のとおりです。 ※詳細は外来受付で保管中の冊子にてご確認ください。

①悪性新生物②慢性腎疾患③慢性呼吸器疾患④慢性心疾患⑤内分泌疾患⑥膠原病⑦糖尿病⑧先天性代謝異常⑨血液疾患⑩免疫疾患⑪神経・筋疾患⑫慢性消化器疾患⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群⑭皮膚疾患

**対象年齢**: 18 歳未満。ただし、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20 歳未満まで延長可能です。

**自己負担**: 総医療費の 2 割負担。世帯の所得や病気の重症度に応じて、月毎の上限額が設定されます。

入院時の食事代 1/2 の補助有。(既認定者は経過措置により H29 年 12 月 31 日まで食事代全額補助有。)

## 資料

### 世帯全員の住民票

受診者が加入医療保険の被扶養者で、被保険者が単身赴任等で他の住所地に住民登録している場合は、被保険者の住民票も必要となります。

### 市町村民税所得(非)課税証明書

中学生以下は不要です。

1) 受診者が国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している場合

→ 世帯内で国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している方全員のもの

2) 受診者が被用者保険(健康保険組合、協会けんぽ等)に加入している場合

→ 被保険者本人のもの

※被保険者本人が非課税の場合は、申請者のもも必要となる場合があります。

※世帯内で障害年金や特別児童扶養手当等を受給している方がいる場合は、

その受給状況がわかる公的機関発行の通知等の写しも提出して下さい。

### 健康保険証(写し)

被保険者証・被扶養者証・組合員証などの医療保険の加入がわかるもの。

1) 受診者が被用者保険(健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等)に加入している場合

→ 受診者本人と被保険者本人分

2) 受診者が国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している場合

→ 国民健康保険(又は国民健康保険組合)に加入している世帯全員分

## 申請窓口

保健所名	所在地	TEL	管轄区域
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1180	秋田市
大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952	鹿角市、大館市、小坂町
北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	0186-62-1166	北秋田市、上小阿仁村
能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333	能代市、三種町、八峰町、藤里町
秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番地の1	018-855-5170	男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
由利本荘保健所	由利本荘市水林408番地	0184-22-4122	由利本荘市、にかほ市
大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404	大仙市、仙北市、美郷町
横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006	横手市
湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155	湯沢市、羽後町、東成瀬村